

# 米国の動向について

---

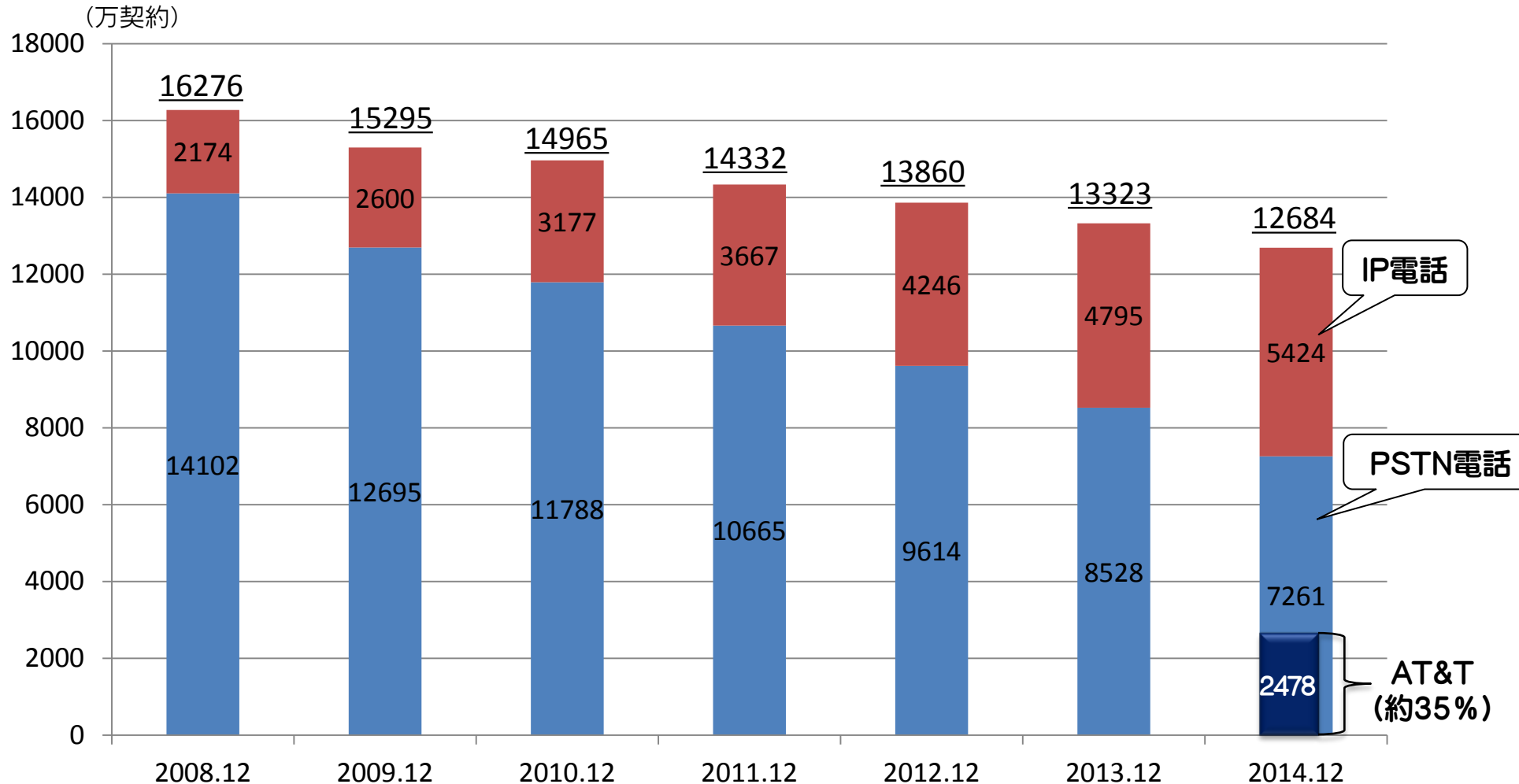
2016年6月15日  
総務省  
総合通信基盤局

# 固定電話の契約数の推移

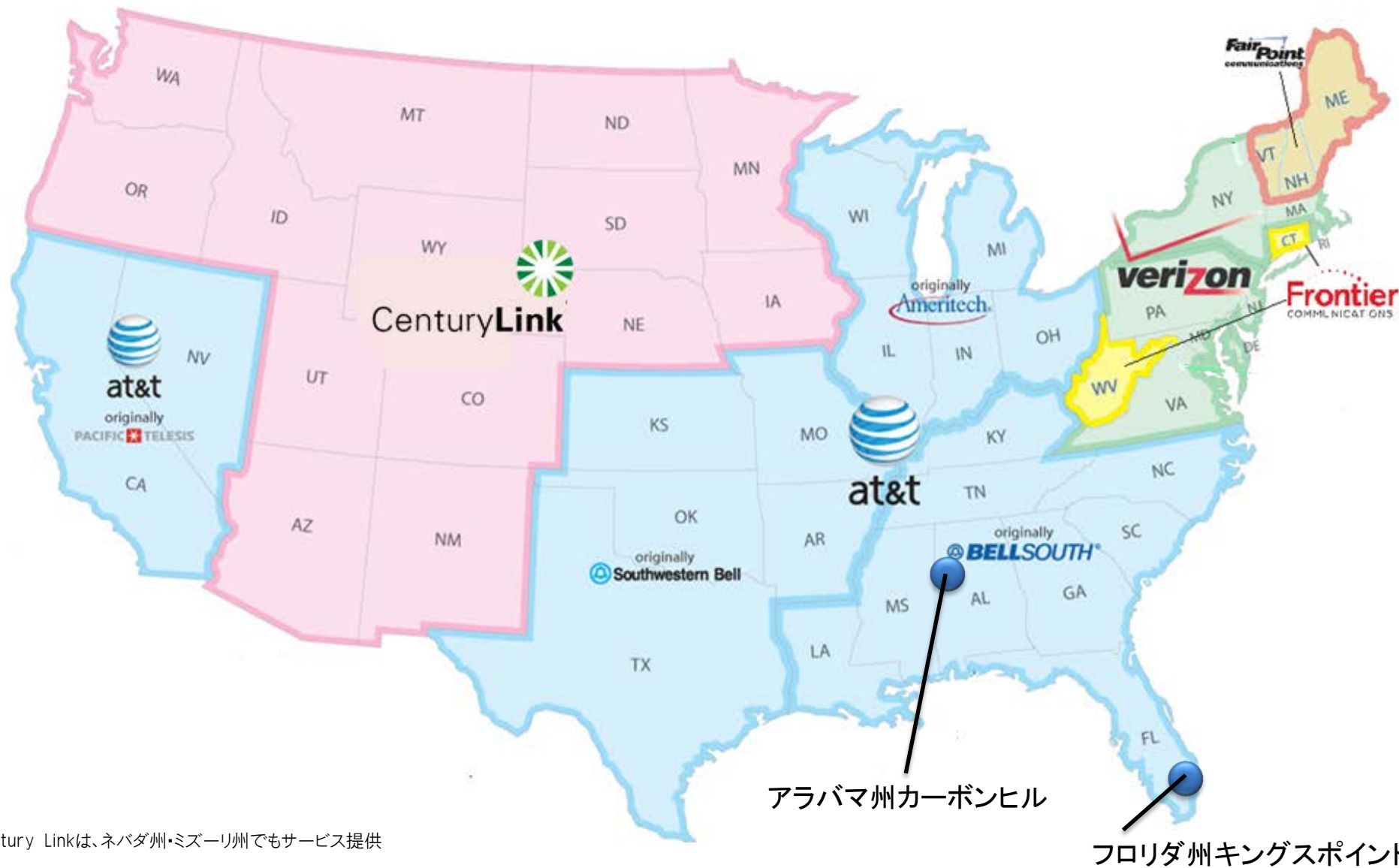
○ 6年間(2008.12~2014.12)の契約数の推移を見ると、PSTN電話はほぼ半減する一方、IP電話は約2.5倍に増加。固定電話全体は約20%減。PSTN電話の最大手は、約35%(約2,478万)のシェアを占めるAT&T(既存地域電気通信事業者:ILEC\*)。

※ Incumbent Local Exchange Carriers

## 固定電話の契約数の推移



# (参考) 米国の電気通信事業者のサービスエリア



※ Century Linkは、ネバダ州・ミズーリ州でもサービス提供

アラバマ州カーボンヒル

フロリダ州キングスポイント

両都市において、AT & TがIP網への移行に関する実証実験を実施(概要は次ページ参照)

# IP網への移行の動向

- AT&Tは、2020年末までにIP網への移行を完了させる予定。2012年11月、FCCに対し、IP網への移行に関する**実証実験の実施を要求**。
- これを受け、FCCは、2012年12月から、技術移行タスクフォースを設置し**検討を行い**、
  - ① 2014年1月に、**実証実験の実施方針等**を内容とする「**技術移行命令**」を公表。同年2月に、**実証実験の提案を募集**  
(2014年2月にAT&T、2014年11月にCentury Link (ILEC) が**実証実験の提案を申請し、実証実験を実施**。)
  - ② 2015年8月に、**IP網移行に関する新たな規則**(情報提供、役務廃止等に係る認可関係)を定めるための「**IP網移行命令**」を公表するとともに、IP網において**利用者側設備のバックアップ用電源の利用促進を図る規則**を定めた「**緊急通報確保命令**」を公表。


## 1. IP網への移行に関する実証実験

### (1) 実証実験の目的・要件等

- ・ 実証実験の目的は、**技術移行により、顧客やコミュニティが受ける影響を検証すること**
- ・ **利用環境や競争環境**について(原則)**現状を維持**(※)することを要件
  - ※ 公衆安全(緊急通報等)の確保、ユニバーサルサービスの維持、競争環境(卸売アクセス等)の維持、消費者保護(顧客のプライバシー保護等)
- ・ 実証実験は二段階に分かれており、**フェーズ1は、実証実験への参加が任意、フェーズ2は、実証実験に全ユーザが参加**

### (2) AT&Tの実証実験の概要

- ・ 現時点は、**フェーズ1**(希望者の任意参加)の**段階**(下記の割合は、その実証実験地域における①、②の割合(※)の目標値)

	フロリダ州キングスポイント (高齢者率70%の郊外地域)	アラバマ州カーボンヒル (ルーラル地域)	全体
①光化し、IP電話を提供	86%	41%	74%
②携帯電話網を利用してワイヤレス・ホーム・フォンサービスを提供	14%	55%	25%

(残り4%は未定)

※ AT & Tがネットワーク設計を行う際に用いている住宅の数及びオフィスの拠点数(living units)に占める割合。

## 2. IP網移行命令

- ネットワーク更改を行う場合、通信法等に基づき、**従来**、①既存地域電気通信事業者による「公示」、更に②利用者の端末設備の利用に実質的に影響を与えるときは、「利用者への書面通知」、③役務の廃止・縮小・改悪を伴うときは、「FCCの認可」、が必要とされていた。
- 近年、IP網への移行の取組が急速に進展し、その影響を受け得る事業者・利用者の数が増大する中で、IP網移行命令は、利用者保護や競争環境の確保を図るため、情報提供に関する規律の充実や、FCC認可の条件として代替的な卸役務の提供等の義務付けを行うもの。

### 〔(1) 情報提供に関する規律の充実〕 ～一般周知(公示)から、個別周知に～

#### 従来の規律

##### ①事業者による公示義務

・ネットワーク更改の原則※ 12か月前までに、最低限、以下の事項の公示が義務付け。

- 1) 事業者の**名称・住所**、連絡先担当者の**氏名・電話番号**
- 2) ネットワーク更改の**実施予定日・場所・態様**
- 3) ネットワーク更改に伴い**合理的に予見される影響**

※ メタル回線の廃止(光回線への置き換えを含む)の場合、ネットワーク更改実施の90日前まで(メタル回線の廃止以外はより短期間)の公示が認められていたが、IP網移行命令により、180日前までの公示が必要とされた。

##### ②利用者への書面通知

・ネットワーク更改が、利用者の端末設備の利用に実質的に影響を与えることになるときは、**利用者が継続的に役務が利用できるように、書面で適切な通知を行うことが義務付け。**

#### メタル回線の廃止に関し追加された規律

##### ③接続事業者への直接通知義務

・メタル回線廃止の180日以上前に、左記①1)～3)に加え、「更改に伴う料金、利用条件、利用状況に関する変更事項」を**直接接続する者に対し、直接通知することが義務付け。**

##### ④一般利用者への直接通知義務

※ ①2)のうち、ネットワーク更改の態様は除く。

・メタル回線廃止の**90日(住宅用利用者)又は180日以上(それ以外の利用者)前に、左記①1)～3)※に加え、少なくとも、**

- 1) 一般利用者が既存の役務を**更改前と同一の機能及び特徴の下で利用可能なことを証する陳述**
- 2) 役務の廃止等により、1)が**達成されない可能性がある場合は、その旨**
- 3) 問い合わせ用無料通話番号、関連WebのURL等について、**電子メール又は郵便で通知することが義務付け。**

## 〔(2) 代替的な卸役務の提供等の義務付け(役務の廃止等を伴う場合)〕

- 地域社会又はその一部に対する役務の廃止、縮小、改悪(役務の廃止等)については、通信法に基づき、「公共の便宜及び必要性に悪影響を及ぼさないこと」に関しFCCの認可を得ないと、行うことができないとされている。
- IP網移行命令では、ネットワーク更改が、自らの利用者だけでなく、卸先事業者の利用者の役務廃止等に至る場合も、認可が必要である旨を明確化。役務廃止等の場合は、認可条件として「合理的に同等と認められる卸役務」を競争事業者に提供する義務を課すこととした。

### 認可等の枠組み

新

ネットワークを更改しようとする事業者による「影響評価」

役務の廃止等か否かにかかわらず、ネットワーク更改の場合

前頁の

- ・事業者の公示義務
  - ・直接通知義務 等
- (対接続事業者・利用者)

※判断基準(案)は次頁参照

事業者自らが役務の廃止等に該当すると判断した場合

FCCへの認可申請

FCCの公示

60日後\*

FCCが別段の通知をしない限り

自動的に認可

認可の条件

合理的に同等と認められる料金、利用条件及び利用状況に基づく「合理的に同等と認められる卸役務へのアクセス」を提供する義務

実質的影響を受ける全利用者への通知

[通知事項]

- ①事業者の名称・住所
- ②役務廃止等の予定実施日
- ③影響を受ける地域の箇所
- ④影響を受ける役務に関する簡潔な説明
- ⑤反対意見がある場合は、FCCの公示後一定期間内に提出

合理的アクセス提供義務

- ・合理的アクセスの提供の有無は、総合的な状況に基づき個別に判断
- ・卸役務の料金が小売料金を超えないこと、卸役務の提供の機能や役務品質の低下を招かないこと等が重要な判断要素

新

# (参考) 役務の廃止等に該当するか否かの判断基準(案)

- IP網移行命令において、事業者自らが役務の廃止等に該当するか否かを判断するための基準(案)が意見募集(意見募集は終了し、FCCで整理中)。
- 判断基準(案)は、ネットワークの容量・信頼性、サービス品質、緊急通報、カバレッジなど、8項目を設定。

項目	認可基準(案)
(1)ネットワークの容量・信頼性	既存ネットワークよりも余裕のある容量が確保されているか。また、大量のトラフィックが同時に発生した場合にも、ネットワークの輻輳や遅延等が起きず、信頼性が維持されるか。
(2)サービス品質	州委員会がレガシーサービスに対して設定している最低限の品質基準が維持されるか。
(3)デバイス・サービスの相互運用性	代替として提供されるサービスが、レガシーサービスと同等以上の多くのデバイス(音声/非音声)との相互運用性を確保しているか。
(4)障がい者に対するサービス	レガシーサービスと同等以上のアクセシビリティ、ユーザビリティ、互換性を確保しているか。
(5)緊急通報	緊急通報(911サービス)に関して、レガシーサービスと同等以上の利用可能性・信頼性・機能を確保しているか。
(6)サイバーセキュリティ	ネットワークセキュリティリスクに対して、レガシーサービスと同等以上の保護が提供されているか。
(7)サービス機能	レガシーサービスと同等以上のサービス機能(発信者番号通知等)が提供されているか。
(8)カバレッジ	レガシーサービスを使えなくなった対象者全員に代替サービスが提供されているか。

### 3. 緊急通報確保命令

- 災害等による停電時における緊急通報の確保は、**従来、局給電**（ネットワークを通じた給電）の仕組みに大きく依存していたが、**IP網では基本的に局給電の仕組みが存在しない**状況。
- IP網への円滑な移行を図る観点からは、**停電時における緊急通報の利用可能性をIP網でも確保することが必要**となるため、緊急通報確保命令では、**一定の電気通信事業者に対し、利用者側設備におけるバックアップ用電源の利用を促進する措置を義務付けることとした。**

#### 規律の対象事業者

- ・ **住宅用の固定系音声役務**であって、**局給電されない役務を提供する電気通信事業者**

#### 規律の内容

- ・ **2025年9月1日までの時限的な措置として、以下の三点が義務付け。**

- ① **契約時において、利用者の任意及び費用負担の下で、停電時に緊急通報へのアクセスを少なくとも8時間確保するためのバックアップ用電源の利用の選択肢を利用者に提供すること（8時間義務）**
- ② **上記①では支障を来しうる場合に備え、(①の施行後)3年以内に、停電時に緊急通報へのアクセスを24時間確保するためのバックアップ用電源の利用の選択肢を利用者に提供すること（24時間義務）**
- ③ **新規契約時に加え、全利用者に対し、毎年、複数日に及ぶ長時間の停電時に、利用者が電源の供給をどのように受けられるかを説明すること（電源供給説明義務）**  
(具体的な説明事項としては、1)少なくともバックアップ用電源が一つは購入・利用可能であること、2)バックアップ用電源の有無に伴う役務利用の制限の実態等、3)バックアップ用電源の購入・更改に関する情報(費用を含む)、4)バックアップ用電源の予定持続時間 等)



# 米国のマイライン制度

- 米国では、地域電気通信事業者のLATA※内市外通話(≒県内市外通話)及びLATA間通話(≒県間通話)について、日本のマイラインに相当する規制として、「事業者事前選択制」によるダイヤリングパリティ(電話番号の桁数を揃えること)の提供が義務付け。

※ local access and transport area: 米国における地域通話エリア

- 2015年12月、USテレコム(既存地域電気通信事業者の業界団体)からの要望と、市場環境の変化等を踏まえ、FCCは、「新規ユーザ」に対する「事業者事前選択制」によるダイヤリングパリティの提供義務について規制の適用を差控え。
- なお、米国の「市内通話」市場は、中継事業者を経由することなく、既存地域電話事業者と競争事業者の交換機が直接接続しているため、「事業者事前選択制」によるダイヤリングパリティの提供義務はない。

## 日米におけるマイライン制度

	市内通話	LATA内市外通話(米国) ≒ 県内市外通話(日本)		LATA間通話(米国) ≒ 県間通話(日本)	
		既存ユーザ	新規ユーザ	既存ユーザ	新規ユーザ
米国	×	○	×	○	×
			2015年12月に 規制の適用を差控え		2015年12月に 規制の適用を差控え
日本	○	○		○	